

大手前通りにおける歩行者利便増進道路（ほこみち）
制度活用に関する
サウンディング型市場調査の実施について

兵庫県姫路市
令和3年5月11日公表

大手前通りの景色を変えませんか？

ほこみちで

姫路駅から姫路城の「みち」が

歩いて楽しい、

止まって憩える通りへ



ほこみちとは

正式名称:「歩行者利便増進道路制度」

歩行者のための「みち」

安心して歩ける楽しくなれる、

そこを歩くひとがほっこりする

大手前通りもそんな「みち」に



ほこみちで何ができる？

〈過去の考え方〉

交通機能重視
NO! 食事施設



〈制度を使えば〉

まちに賑わいを
OK! オープンカフェ

ほこみちで大手前通りの何が変わる？

〈これまでの大手前通り〉

車が走るための通り
人が歩くための通り
姫路城に行くための通り



〈これからの大手前通り〉

人がくつろぐ通り
行きたくなる通り
賑わいのある通り

ほこみちで

エリア個性の

『にじみ出し』が彩る

大手前通りへ

大手前通りが日常的に賑わい・憩う場所になるために、大手前通りだけでなく沿道建物との連携が重要です。将来的には、ほこみちによりイスやテーブルが設置された居心地の良い大手前通りの沿道建物の1階にサービス系用途などが入り、さらに人(ファン)が増え、大手前通り周辺も含めたエリア価値の向上、好循環を生み出したいと考えています。

大手前通りの好循環

STEP 01

場所への
利用価値が高まる



今いる人の憩いの場
(豊かな環境づくり)
居心地の良い日常
使いの場所になる

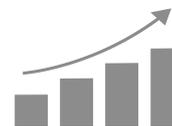


ほこみち

より一層、人や
事業者が集う

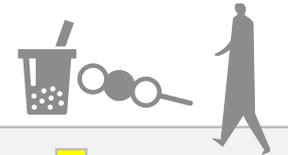
STEP 05

エリア価値が高まる



STEP 02

サービス提供 (沿道事業者)
地域経済が循環する



STEP 03

魅力的な
コンテンツづくり



大手前通りの
ファンが増える
(事業収益の拡大)

STEP 04

収益の一部を
エリアに再投資



コロナ禍における大手前通り

ほこみちで

大手前通りも

新しい生活様式へ



サウンディング型市場調査の主な調査内容

この度のサウンディング型市場調査は、令和3年度に本市(道路管理者)が策定する公募占用指針の内容について、占用予定者となる民間事業者からの意見、アイデア等を調査するものです。

なお、道路管理者が公募占用指針で策定する主な内容は以下のとおりです。

1. 公募対象となる歩行者利便増進施設等の種類 (事業者が占用したい施設)
2. 道路の占用の場所 (事業者が占用したい場所)
3. 道路の占用の開始時期 (事業者が占用を開始する時期)
4. 清掃その他の措置 (占用にあたり事業者が実施する道路維持活動)
5. 占用料の単価 (事業者が道路管理者に支払う占用料について)
6. 認定有効期間 (事業者が占用したい期間)

※()書きの内容がこの度サウンディング型市場調査の主な内容となっています。



本市のメインストリートである姫路駅と姫路城を結ぶ姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り）は、『歩いて楽しい、大好きなお城への道』～「ひと」が集い「まち」とつながる大手前通り～をコンセプトとして、街路としての風格を演出する統一感を緑とあかりの連続性で表現しつつ、『外曲輪・おもてなしゾーン』『商業賑わい・活用ゾーン』『中曲輪・城前庭ゾーン』の3つのゾーニングを設定し、利活用スペース（ウッドデッキ）、ベンチを設けるなど変化を持たせ、歩いて楽しい道として令和2年3月に再整備工事が完成しました。

また令和元年度から大手前通りエリア魅力向上推進事業の一環として、社会実験『大手前通り活用チャレンジ（ミチミチ）』が実施され、再整備を終えた大手前通りが日常的な賑わい、憩う空間となるよう取組んでいます。

そして、この取組を更に加速すべく、令和3年2月12日に大手前通りを全国で初めてとなる歩行者利便増進道路に指定しました。

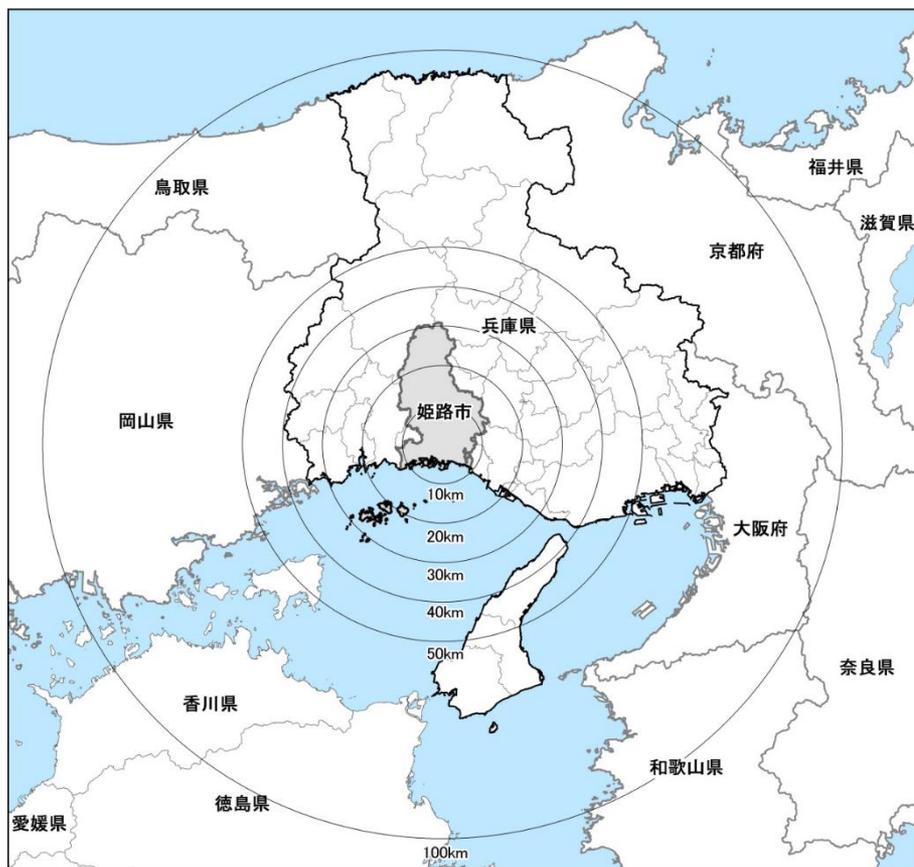
今後のスケジュールとしましては、令和3年度中に占用予定者を選定するうえで必要となる公募占用指針を策定し、公募、選定を行い、令和4年度からの占用開始を目指しています。

そこで、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を大手前通りで活用するにあたり様々な可能性を調査・把握するため、民間事業者との“対話”を通じて、アイデアや意見等を調査する「サウンディング型市場調査」を実施します。

[サウンディング型市場調査による効果]

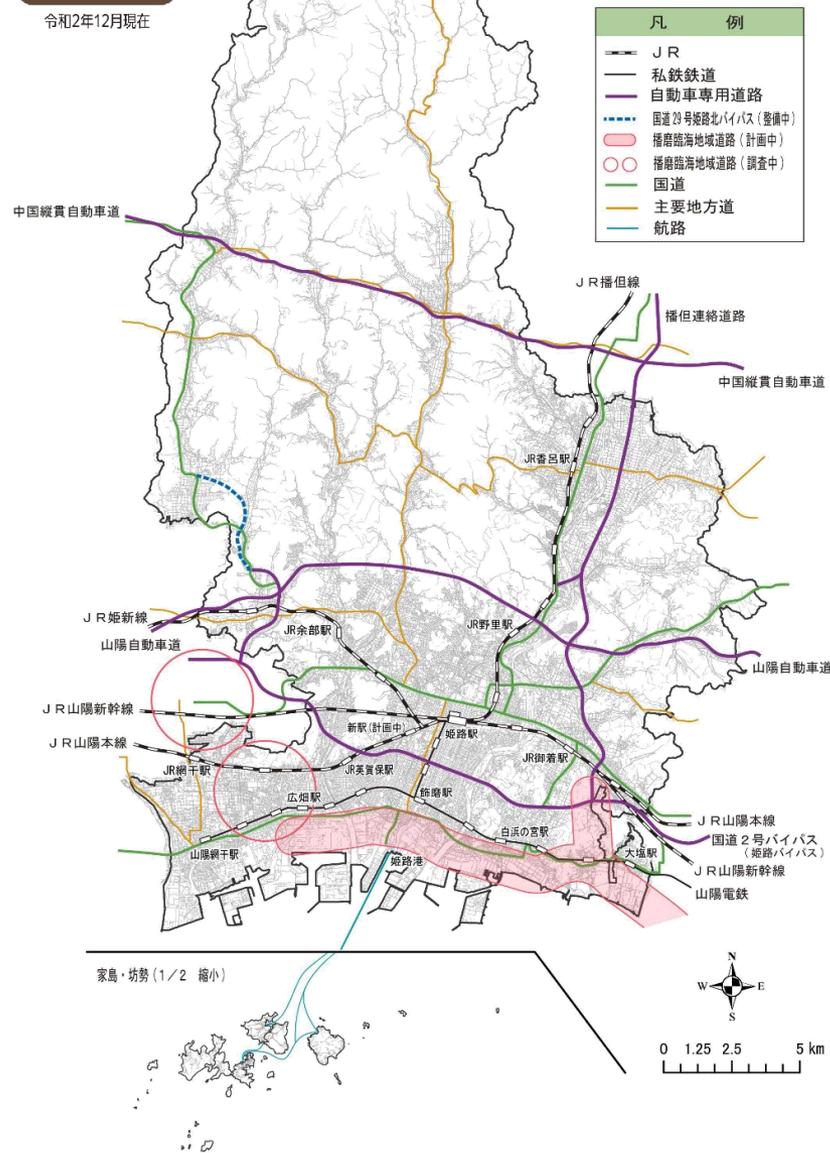
- ◆ 民間事業者と対話することにより、民間事業者のアイデア・ノウハウを生かした活用案の検討が可能になります。
- ◆ 民間事業者にとっては、対話を通じて自らのノウハウと創意工夫を一定程度公募内容に反映する可能性があると同時に、事業者公募段階で本市の意図を十分に理解した事業提案が可能になります。

- ◆ 姫路市は、人口約53万人・面積約534km²を有する中核市です。
- ◆ 世界文化遺産・姫路城の高い認知度を活かし、年間約928万人（R1年度）の観光客が訪れる観光都市です。
- ◆ 気候は瀬戸内海気候に属し、年降水量、降水日数ともに比較的少なく、四季を通じて温和な日が多い、自然災害の少ない地域です。



交通網体系図

令和2年12月現在







大手前通り活用チャレンジ
ミチミチ
令和元年度・令和2年度

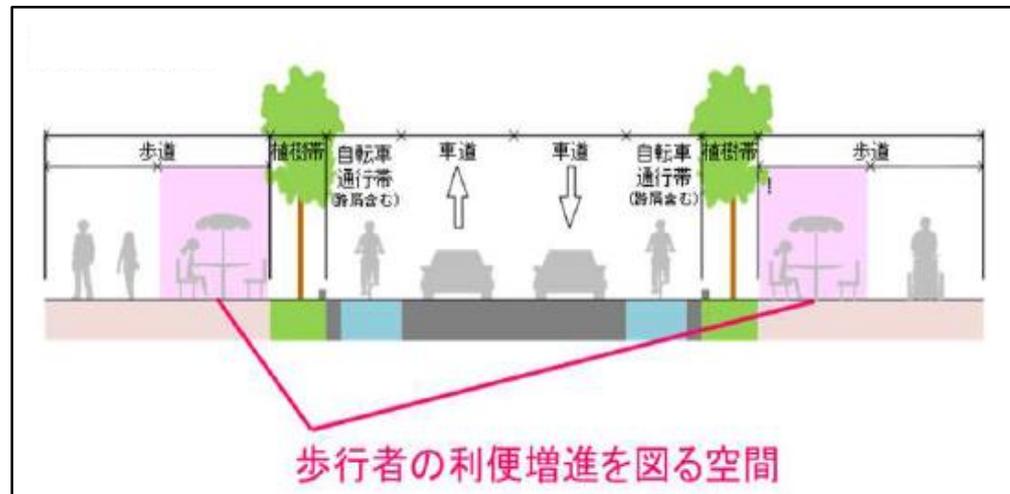


近年、道路に人々が集い滞留し多様な活動を繰り広げるような賑わい空間としての利活用ニーズが高まっていることを受け、国土交通省において、賑わいのある道路を構築するため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度が令和2年11月に施行されました。

〔空間利活用に関すること〕



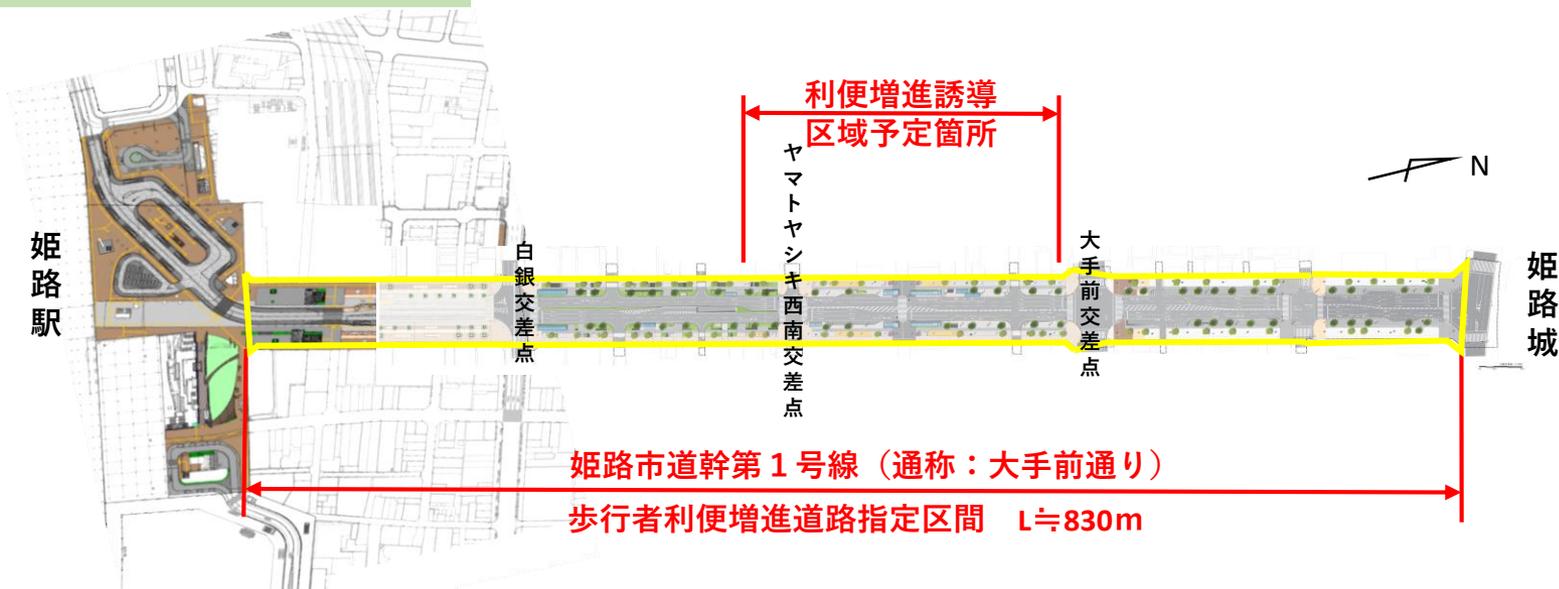
〔断面図〕



制度活用イメージ図（国土交通省HPより）

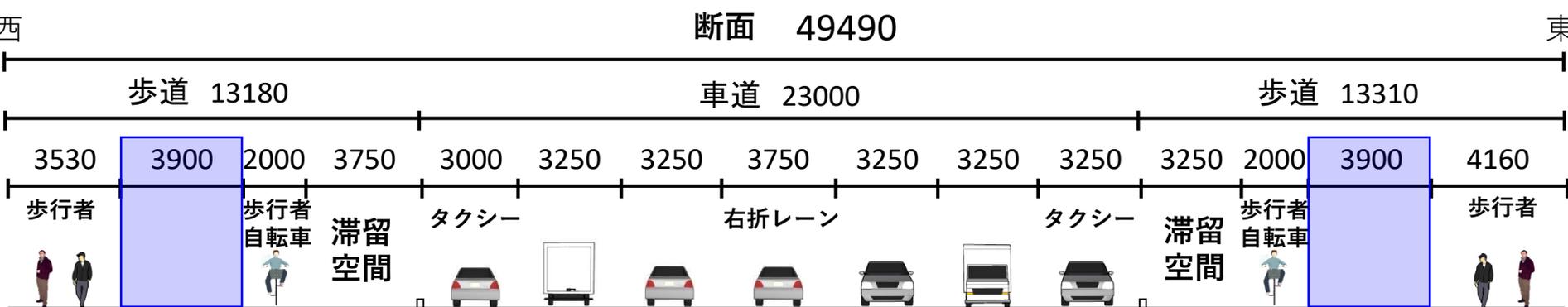
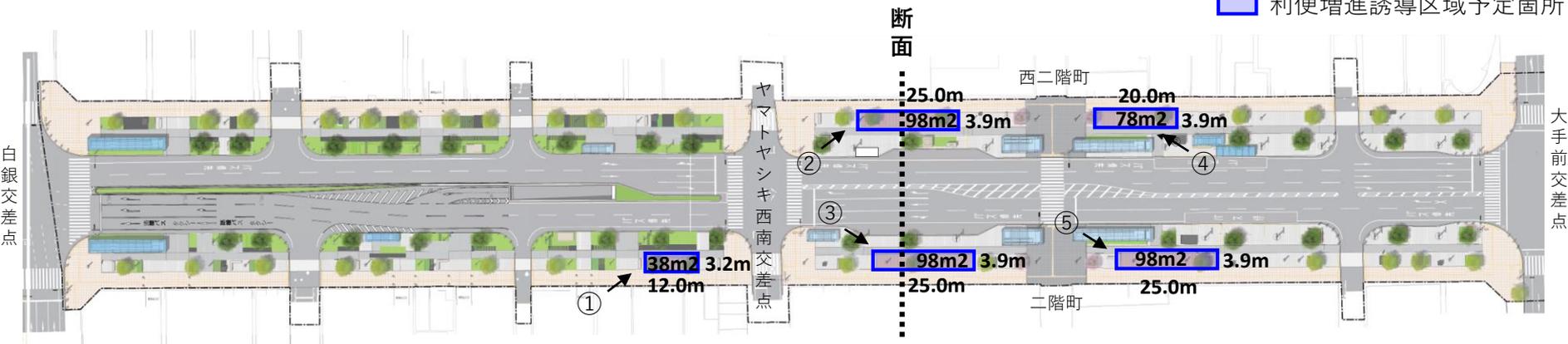
この制度の特徴としましては、歩行者の利便増進のための占用を誘導する仕組みとして、歩行者利便増進道路の中の特例区域（利便増進誘導区域）を設けることにより、本来道路区域外に占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合にのみ占用を認める「無余地性基準」の適用を除外し、占用がより柔軟に認められるようになりました。あわせて、占用者を公募により選定する仕組みにより、民間の創意工夫が活用されるほか、最長20年の占用を可能とすることで、テラス付き飲食店等、高額な初期投資を要する施設も参入しやすくなることが期待されています。

道路名称	姫路市道幹第1号線
道路延長	約830m
歩行者利便増進道路指定日	令和3年2月12日
歩行者利便増進道路区間	姫路市西駅前町1番1地先から姫路市本町68番地先
利便増進誘導区域指定日	令和3年11月（予定）
利便増進誘導区域面積	約400㎡（ウッドデッキ部）※次頁現在検討している案を記載
歩道における歩行者交通量	約15,000人が往来（自転車等含む） ※調査日【H31.4.29（祝日）10時～18時】より 約6,000人が往来（自転車等含む） ※調査日【R2.10.2（平日）10時～18時】より



※現在検討中の区域であり今後変更の可能性があります。

利便増進誘導区域予定箇所



利便増進誘導区域

利便増進誘導区域

● 現地説明会

日時

令和 **3** 年 **6** 月 **1** 日(火) 午後 **2** 時～〔概ね2時間程度〕

場所

大手前通り ※当日の集合場所は、JR姫路駅周辺を予定しています。
 詳細につきましては、申込のあった事業者に対し個別に連絡させていただきます。

備考

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、現地説明会を変更
 ・中止する場合があります。
 変更・中止する場合は、ホームページ、メール等でお知らせします。

申込〆切
5月26日(水)

申込フォーム 

● サウンディング

日時

令和 **3** 年 **6** 月 **17** 日(木) ～ **25** 日(金)

※ 土・日曜日は除く

対話方式

対面方式 又は **Web** による**非対面方式**

主な対話内容

- 道路管理者が策定する公募占用指針について
- 1. 事業者が占用したい施設
- 2. 事業者が占用したい場所
- 3. 事業者が占用を開始する時期
- 4. 占用にあたり事業者が実施する道路維持活動
- 5. 事業者が道路管理者に支払う占用料について
- 6. 事業者が占用したい期間

申込〆切
6月10日(木)

申込フォーム 

5月31日までは上記申込フォームから申込をお願いします。

申込〆切
6月10日(木)

申込フォーム 

6月1日からは上記申込フォームから申込をお願いします。

<p>目的</p>	<p>本市では、令和3年2月12日に大手前通りを歩行者利便増進道路に指定しました。今後のスケジュールとしましては、令和3年度中に占用予定者を選定するうえで必要となる公募占用指針を策定し、公募、選定を行い、令和4年度からの占用開始を目指しています。</p> <p>そこで、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を大手前通りで活用するにあたり様々な可能性を調査・把握するため、民間事業者との“対話”を通じて、アイデアや意見等を調査する「サウンディング型市場調査」を実施します。</p>
<p>対象</p>	<p>歩行者利便増進道路に指定した姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り）</p>
<p>参加資格</p>	<p>事業の実施主体となり得る事業者（企業、個人事業者、地元関係者の協議会等）</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者 ● 参加申込時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)第2条又は第3条により指名停止を受けている者 ● 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者 ● 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）である者 ● 国税、市税を滞納している者
<p>主な対話内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者が策定する公募占用指針について <ol style="list-style-type: none"> 1.事業者が占用したい施設 2.事業者が占用したい場所 3.事業者が占用を開始する時期 4.占用にあたり事業者が実施する道路維持活動 5.事業者が道路管理者に支払う占用料について 6.事業者が占用したい期間

現地見学会

日 時 | 令和3年6月1日(火) 午後2時から〔2時間程度〕

場 所 | 大手前通り

※当日の集合場所は、JR姫路駅周辺を予定しています。詳細につきましては、申込のあった事業者に対し個別に連絡させていただきます。

申 込 | 参加を希望される場合は、令和3年5月26日（水）までに、下記の電子申請システムにより申請してください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1619414369090>

サウンディング

日 時 | 令和3年6月17日(木)から同月25日(金)まで 各日午前10時から午後5時まで
(1事業者60~90分程度)

※土・日曜日は除きます。

方 式 | 対面方式（姫路市役所本庁舎(予定)）又はWebによる非対面方式

申 込 | 参加を希望される場合は、令和3年6月10日（木）までに、下記の電子申請システムにより申請してください。

5月31日まで：<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1619420022416>

6月1日から：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1619487789840>

そ の 他 | サウンディングに出席する人数は、1事業者につき3人以内としてください。

実施日時及び場所は調整の上、後日、電子メールにてご連絡します。

資料提出は求めませんが、説明のために必要がある場合は、市提出分として4部ご準備ください。

なお、資料の返却はいたしません。

実施結果の公表	<p>サウンディングの実施結果の概要について、本市ホームページでの公表を予定しています。（令和3年7月中旬公開予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 参加事業者の名称は公表しませんが、業種については公表させていただきます。 ※ 参加事業者のノウハウに配慮し、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 説明会及び対面方式で実施するサウンディングについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、手洗いなど感染防止対策にご協力いただき、風邪のような症状がある方は参加をお控えください。 ▶ サウンディング実施後の更なる検討に当たり、必要に応じて追加対話（文書照会を含む。）を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。 ▶ 今回のサウンディングは、大手前通りにおける歩行者利便増進道路制度活用に向けた調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。そのため、その後の事業者公募の内容が、サウンディングで提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。 ▶ サウンディングへの参加実績は、今後の事業者選定の際に優位性を持つものではありません。 ▶ 双方の発言は、あくまでもサウンディング時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。 ▶ サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

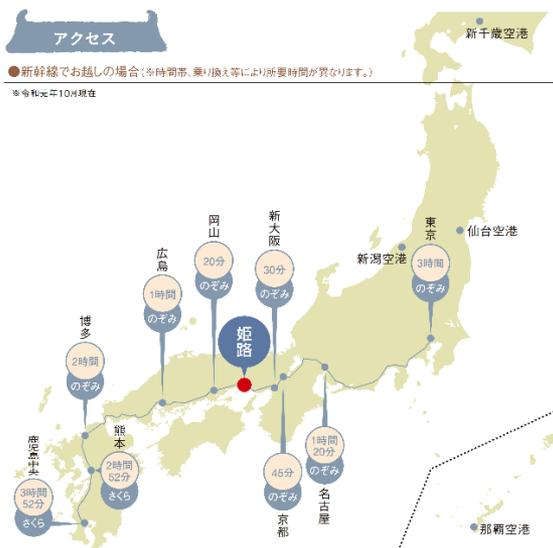
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市建設局道路管理部道路管理課（担当：高田、大塚、井上）

姫路市建設局道路建設部街路建設課（担当：内藤、尾崎、山根）

TEL：079-221-2613（街路建設課）

FAX：079-221-2677



●飛行機でお越しの場合

- ・関西国際空港:リムジンバス(直通) 2時間
- ・大阪(伊丹)空港:リムジンバス(直通) 1時間20分
- ・神戸空港:ポートライナー+JR 1時間
- ・関西国際空港⇄神戸空港:ベイシャトル 40分

【遠方からお越しの場合】

- ・新千歳空港から飛行機で神戸空港まで 1時間50分
- ・仙台空港から飛行機で伊丹空港まで 1時間10分
- ・新潟空港から飛行機で伊丹空港まで 1時間5分
- ・那覇空港から飛行機で神戸空港まで 2時間

●お車でお越しの場合

【大阪・神戸方面から】

- ・阪神高速 ⇒ 第二神明道路 ⇒ 加古川バイパス ⇒ 姫路バイパス ⇒ 「姫路南」下車
- ・中国自動車道 ⇒ 山陽自動車道 ⇒ 「山陽姫路東」下車

【岡山・広島方面から】

- ・山陽自動車道 ⇒ 「山陽姫路西」下車

●電車でお越しの場合



【JR新快速】

- ・大阪—姫路 1時間
- ・神戸／三ノ宮—姫路 40分

【山陽電車】

- ・大阪梅田—山陽姫路 1時間40分
- ・神戸／神戸三宮—山陽姫路 1時間10分